

名古屋市告示第 550号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 6年11月15日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 6年11月16日、同月17日、同月22日から同月24日まで、同月30日及び
同年12月 1日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで
--	-----------------------	-----------------------

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課